

一般社団法人 日本放射線影響学会
バナー広告掲載基準

令和6年9月24日
一般社団法人 日本放射線影響学会
広報出版委員会

以下のいずれかに該当するバナー広告は掲載不可とする。

なお、掲載後に広告内容が不適切であると学会が判断した場合には、契約の終了を待たずに掲載を解除できるものとする。

1. 責任の所在が明確でないもの
2. 閲覧者に誤解をあたえるようなデザインであるもの^{注1}や、非科学的または迷信に類するもので、閲覧者を迷わせたり、不安を与えたりする恐れがあるもの
3. 本会が広告主を支持、またはその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの
4. 広告表示内容とリンク先の内容が大きく異なるもの
5. 名誉毀損、差別等人権侵害、第三者の著作権やプライバシーの侵害となるおそれがあるもの
6. 宗教活動、政治活動、本会とは無関係な通信販売や寄付活動を目的とするもの
7. 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの
8. 詐欺的なもの、またはいわゆる不良商法とみなされるもの
9. 公序良俗に反する行為を肯定しているもの
10. その他、本会が不適切と判断したもの

注1：以下に該当するものを含む

- 1) 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」など、広告の一部または全部をクリックすることで広告を表示しないことにできるような誤解を与えるもの
- 2) 「警告」「注意」など、広告をクリックしないことで閲覧者に不利益が生じるような誤解を与えるもの
- 3) ラジオボタンやテキストボックス、プルダウンメニューなど、広告自体を操作したり、文字入力できるような誤解を与えるもの

以 上